

# 社会福祉法人寿徳会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 社会福祉法人寿徳会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員・評議員及び評議員選任、解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任、解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所（週4日以上）とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員については、報酬、通勤手当、旅費及び功労金を支給する。
  - (2) 非常勤役員等については、報酬・旅費及び功労金を支給する。
- 2 役員等に対する功労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

## (常勤の役員の報酬等算定方法)

第4条 常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1（常勤役員等の報酬）に定める額
- (2) 功労金の支給額については、その都度評議員会において決定した額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第10条の規程に準ずる額
- (4) 旅費（交通費、日当、宿泊料）については、職務のため出張したとき、職員旅費規程に基づき支給する。

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号により報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2（非常勤役員等の報酬）に定める額
- (2) 功労金については、別表3（非常勤役員等功労金算定式）に定める算式により算出

した額

- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次の各号による。

- (1) 常勤役員等の報酬については、職員給与規程第7条を準用する。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に出勤（出張）した日の属する月の月末までに支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 2 功労金については、任期の満了、辞任又は死亡等により退職した後速やかに支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第8条 新たに常勤等役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任。退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、切り上げて1円単位とする。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表 1 (常勤役員等の報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	専任する場合は、評議員会にて決定した額とする。

別 表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員選任・解任委員

	日 額
委員会への出席	15,000円

(2) 評議員

	日 額
評議員会への出席	15,000円

(3) 理事

	日 額
理事会への出席	15,000円

(4) 監事

	日 額
監事監査、理事会等への出席	15,000円

別 表 3 (非常勤役員等功労金算定式)

$10,000円 \times \text{在職年数} = (\text{上限}) 200,000円$
---

※1. 在職年数が1年に満たない時は、切り上げるものとする。

※2. 平成29年4月1日以前の在職年数は、通算する。